令和3年度 第1回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和3年7月15日(木) 武蔵村山市青少年問題協議会 報告事項(1) 令和3年度青少年関係事業について

このことについて、資料1 「令和3年度青少年関係事業一覧」のとおり報告します。

報告事項(2) 令和3年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月1日から 7月31日まで)対応事業について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 市報等により月間のPRを実施
- (1) 7月1日号の市報及び市ホームページに「青少年の非行・被害防止全国強調 月間」の情報を掲載し、月間のPRを実施
- (2) 月間の期間中、武歳村山市民会館(さくらホール)の外壁に青少年健全育成関連の懸垂幕「ふれあいと対話が育てるこの未来」を掲出
- 2 武蔵村山市青少年補導連絡会による「夏期街頭補導活動(夜間パトロール)」
 - (1) 期 日 令和3年8月に実施(予定)
 - (2) 場 所 ① 青少年健全育成協力店の巡回 (コンビニエンスストア等青少年の集まる店舗)
 - ② 都市公園等屋外の公共施設等の巡回 (都市公園等青少年の集まる場所)
- 3 保護司等による「社会を明るくする運動」の実施
 - (1) 7月1日号の市報に「社会を明るくする運動」の記事を掲載し、事業のPR を実施
 - (2) 武歳村山市民会館(さくらホール)の外壁に懸垂幕を掲出社会を明るくする運動に係るスローガン
 - (3) 「社会を明るくする運動ポケットティッシュ」の配布(広報活動)
- 4 薬物乱用防止キャンペーン(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動)に係るPRを実施
 - (1) 期 間 令和3年6月20日(日)から7月19日(月)まで
 - (2) 内 容 7月1日号の市報及びポスターによりPRを実施

議題(1) 武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選出について

このことについて、武蔵村山市青少年問題協議会条例(昭和33年条例第9号)第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により副会長を選出します(資料3)参照)。

武蔵村山市青少年問題協議会

副会長委員

議題(2) 令和3年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)について

このことについて、以下のとおり案を示すので意見を求めます (資料4)及び 資料5 参照)。

令和3年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)

1 家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となるための基本的 生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であ ります。しかしながら、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加などの家庭環境 の変化に伴い、家庭における教育力の低下が危惧されます。

そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座を実施するとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、家族の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。

2 学校は、学校活動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図ることにより子どもたちの学習環境が大きく変わる中、子どもたちが抱える不安や戸惑いを解消し、安心して学習できる環境づくりに努めます。

3 地域社会は、家庭や学校とともに、子どもに社会の一員としての自覚を持たせ、 将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役割を果たします。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りつつ、地域での見守りパトロールの実施や、放課後子供教室などで子どもたちが地域の様々な方々と 交流し、多様な社会体験を豊富に積み重ねるなど「生きる力」を育む機会を充実 させ、心豊かな関わりが持てる地域活動の推進を図ります。 4 市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域をつなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるために、計画的な行政施策の推進を図ります。

また、国や東京都が最重点課題としている「ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」について、保護者等に対し、フィルタリングの更なる利用促進等ペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等に関する啓発などの取組を推進します。

議題(3) 武蔵村山市における青少年の健全育成について

このことについて、関係機関等から意見を求めます。

その他	(情報交換等)

資料 1

令和3年度青少年関係事業一覧

(令和3年7月1日現在)

活動区分	事 業 名	対象者及び定員	実施時期	実施 日数等	説明	所管課
生涯学習事業	武蔵村山市青少年 教室 (リーダーシッ プ トレーニング)		未定	2 日	青少年の健全育成を目的として、レクリエーションなどの活動を通して、仲間とのコミュニケーションの大切さを学ぶ機会を 提供する。	文化振興課
	武蔵村山市放課後子供教室	一小・二小・村山学 園四小・大南学園七 小・八小・九小・雷 塚小学校の登録児 童	月曜日〜金曜日 (学校給食のある日の放課後)	通年	放課後における児童の居場所を確保するとともに、児童に対しスポーツ、文化活動等の体験及び地域の住民との交流活動等の機会を提供し、並びに学ぶ意欲のある児童に対し学習の機会を提供する。	文化振興課
	武蔵村山市地域未来塾	二小・三小・村山学 園四小・大南学園七 小・八小・九小・一 中・村山学園二中・ 三中・大南学園四 中・五中学校の児 童・生徒(予定)	実施校が定める	通年	家庭での学習が困難であり、又は学習習 慣が十分に身についていない児童・生徒の 学習習慣の確立や基礎学力の定着等を目的 とし、教育支援を推進する。	文化振興課

生涯学習事業	土曜日チャレンジ学校	狭山自然体験 ・ものづくり 教室	市内の小・中学生 1コース 25人	5月~12月	7日	学校週5日制の実施に伴い、子どもたちに土曜日を有効に活用し、体験活動を通して武蔵村山市の自然や文化について学ぶ機会と場を提供する。	文化振興課
		チャレンジ 教室	市内の小・中学生 (1コース8人〜 25人) 全9コース	5月~2月	7日~ 10日	学校週5日制の実施に伴い、子どもたち に学習支援を通して、豊かな心や学ぶ意欲 を育むための機会と場を提供する。	
	家庭教育講座 「家庭の日」の PR事業		一般市民	未定	4 日	「漢方入門」について、専門家から漢方 の基礎知識などを講義する。	
				未定	4日	「免疫力を高める」については、専門家 から免疫機能の向上のための知識などを講 義する。	文化振興課
			市民	随時	通年	「子供・若者育成支援強調月間」(11月) にリーフレットの配布、市報掲載等により 「家庭の日」の普及・啓発を図る。	子ども青少年課
	夏休親子	み 体験教室	小学3年生~中学生	7月31日 (土) ・8月21日 (土)	2 日	インド藍やキハダなどの天然素材を使って、昔ながらの技法で和紙を染め、ウチワをつくる体験教室を行う。	文化振興課

スツリョン事業	心身障害者 (児) グラウンド・ゴルフ 教室	市内の 心身障害者・児	11月・3月	2 日	11月 第一小学校 校庭 3月 総合体育館 第一体育室	スポーツ振興課
	心身障害者・児スポ ーツ教室	市内の 心身障害者・児	7月・9月・10月・11月・ 12月・2月・3月	7 日	第一小学校 校庭・屋内運動場	スポーツ振興課
	ハンドボール教室	小学生 (市内在住・在学)	4月・5月・6月 9月・10月・11月	10日	総合体育館 第一体育室	スポーツ振興課
	ニュースポーツ教室	小学生以上 (市内在住・在勤・ 在学者)	9月・10月・11月・2月・ 3月	5 日	総合体育館 第一体育室	スポーツ振興課
	少年少女スポーツ 大会「第 51 回少年 野球大会」	小学生 (1チーム 20 人以 内)	6月・7月	6 日 (予備日を 含む)	総合運動公園運動場(第1・第3)	スポーツ振興課
	少年少女スポーツ 大会「第 38 回少年 少女サッカー大会」	小学生 (4年生以上の男 女)	11月13日(土)予定	1日	総合運動公園運動場(第1・第2)	スポーツ振興課
	少年少女スポーツ 大会「第 19 回少年 少女ドッジボール 大会」	小学生 (3年生以上の男 女)	1月22日 (土)・ 23日 (日) 予定	2日	総合体育館 第一体育室	スポーツ 振興課

スポーツ・レク	第 49 回 市民駅伝競走大会	一般市民 (小学4年生以上)	12月12日(日)予定	1 日	市内2周、6区間 14.87km	スポーツ振興課
リエーシ ョン事業	市営プール一般開放	一般市民 (幼児は保護者同伴)	7月17日~8月31日 ※8月2日(月)・3日(火)は休場	44日	野山北公園プール	スポーツ振興課

[※] 例年実施している市内クリーン作戦、「いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク」第 44 回歩け歩け大会等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止 対策として中止した。

令和3年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

令和3年6月7日 内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

我が国における少子高齢化、インターネットの利用拡大等の進展は、青少年を取り巻く環境にも 大きな影響を及ぼしている。

青少年の非行情勢については、令和2年の刑法犯少年の検挙人員は戦後最少を更新したものの、 人口比では成人と比べ依然高い水準にあることから、引き続き非行防止活動に積極的に取り組まな ければならない。

青少年の被害の現状については、スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を始めとする新たな機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSに起因する事犯の被害児童数は、近年増加傾向にあるなど、子供の犯罪被害は深刻な状況にある。また、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休校等に伴い、子供が自宅でインターネットを利用する時間が増え、不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加も懸念される。

次代を担う青少年の育成は社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、学校が夏季休業に入る7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(以下「月間」という。)とし、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携しながら、青少年の非行・被害防止に向けた諸活動を集中的に実施することにより、青少年の健全育成について国民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

なお、取組に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、まん延防止に努めるとともに、地域の 実情に応じた効果的な活動を行うこととする。

2 期間

令和3年7月1日(木)から同月31日(土)までの1か月間

3 実施体制

別紙のとおりとする。

4 最重点課題

ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止

子供のスマートフォンの普及に伴い、SNSで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる被害等、SNSに起因した犯罪被害に遭った児童の数は、近年増加傾向にある。これに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で在宅時間が延びた子供が自宅でSNS等を利用する時間が増え、SNSに起因する犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増加することが懸念される。

このような現状に鑑み、新たに策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)の柱の一つであるペアレンタルコントロールによる対応を推進することとし、フィルタリングの更なる利用促進や、「親子のルールづくり」、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等について啓発を行う。

あわせて、民間団体・事業者による違法情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援する。

また, 「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画) (平成 29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき, 児童買春や児童ポルノ製造を始めとする子供の性被害の未然防止, 被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。

5 重点課題

(1) 重点課題 1 有害環境への適切な対応

「JKビジネス」等に係る被害を受けることがないよう、学校や関係機関を通じて児童生徒やその保護者を始めとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働き掛けを行う。

また、図書やDVDの販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年への販売・貸付けをしないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施するほか、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売時における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの 20 歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(2) 重点課題2 薬物乱用対策の推進

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻事犯の検挙人員が急増しており、青少年への広がりが懸念されることから、青少年、保護者、地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の 危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(3) 重点課題 3 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・ 支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボラ ンティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・ 喫煙や深夜徘徊等の不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行 う。

少年の被害も存在するストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報・教育啓発を推進する。

また、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催等の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

さらに、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等として、オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、

非行防止教室の開催にとどまらず、少年を犯行に誘い込む手口等についての積極的な情報発信 や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど、少年を特殊 詐欺に加担させない取組を推進する。

(4) 重点課題 4 再非行(犯罪)の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)や同法律に定める「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所(法務少年支援センター)等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくり等の取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、より的確に対応する。特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設、警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

(5) 重点課題 5 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が一人で悩み、苦しむことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等による支援の活用を図るとともに、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権 110番」、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があれば、ちゅうちょすることなく周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフィールサイト、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進する

とともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を 図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えか ねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

6 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた た意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸 活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、実施計画の策定等により連絡調整を 十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に 配慮する。 (1) 主唱 内閣府

(2)参加

内閣府, 警察庁, 金融庁, 消費者庁, 復興庁, 総務省, 法務省, 最高検察庁, 外務省, 財務省, 国税庁, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省, 防衛省, 最高裁判所, 都道府県, 市区町村

(3)協力(五十音順)

指定都市教育委員会協議会、全国更生保護法人連盟、全国高等学校PTA連合会、全国高等学校長協会、全国市町村教育委員会連合会、全国児童自立支援施設協議会、全国社会福祉協議会、全国少年警察ボランティア協会、全国人権擁護委員連合会、全国町村教育長会、全国都市教育長協議会、全国都道府県教育長協議会、全国防犯協会連合会、全国保護司連盟、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、中核市教育長会、日本BBS連盟、日本PTA全国協議会、日本勤労青少年団体協議会、日本更生保護協会、日本更生保護女性連盟、日本私立中学高等学校連合会、麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4)協賛(五十音順)

アルコール健康医学協会、安心ネットづくり促進協議会、インターネット協会、インターネッ トコンテンツ審査監視機構、インターネットコンテンツセーフティ協会、映画倫理機構、衛星放 送協会. NHK. 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会, 子どもたちのインターネット利 用について考える研究会、コンピュータエンターテインメント協会、コンピュータエンターティ ンメントレーティング機構、コンピュータソフトウェア倫理機構、出版倫理協議会、出版倫理懇 話会、スポーツ七紙広告掲載基準委員会、ソーシャルメディア利用環境整備機構、成人番組倫理 委員会、セーファーインターネット協会、セルメディアネットワーク協会、全国卸売酒販組合中 央会、全国携带電話販売代理店協会、全国興行生活衛生同業組合連合会、全国小売酒販組合中央 会、全国地ビール醸造者協議会、日本アミューズメント産業協会、全日本広告連盟、知的財産振 興協会、テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、電子情報技術産業協会、東京公認心理師 協会,日本アドバタイザーズ協会,日本インターネットプロバイダー協会,日本映像ソフト協会、 日本映像制作・販売倫理機構、日本カラオケボックス協会連合会、日本ケーブルテレビ連盟、日 本広告業協会、日本広告審査機構、日本コンテンツ審査センター、日本コンパクトディスク・ビデ オレンタル商業組合,日本雑誌協会,日本雑誌広告協会,日本酒造組合中央会,日本蒸留酒酒造 組合、日本新聞協会、日本精神衛生学会、日本電話相談学会、日本複合カフェ協会、日本フラン チャイズチェーン協会、日本民間放送連盟、日本ユニセフ協会、日本洋酒酒造組合、日本洋酒輸 入協会、日本臨床心理士会、日本公認心理師協会、日本レコード協会、日本ワイナリー協会、ニ ューメディア開発協会、ビール酒造組合、マスコミ倫理懇談会全国協議会

〇武蔵村山市青少年問題協議会条例

昭和 35 年 7 月 12 日 条例第 9 号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、武蔵村山市に市長の附属機関として、武蔵村山市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 協議会は、会長及び委員15人で組織する。
- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員 1人
 - (2) 学識経験者 7人
 - (3) 関係行政機関の職員 6人
 - (4) 教育長

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

- 第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 協議会に副会長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くこと ができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 (平成 26 年 3 月 4 日条例第 8 号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

昭和 41 年 11 月 2 日 規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵村山市青少年問題協議会条例(昭和35年村山町条例第9号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 条例第2条第3項第2号の学識経験者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 武蔵村山市青少年対策地区連絡会の代表
 - (2) 武蔵村山市の民生委員の代表
 - (3) 武蔵村山市内の文化団体又は体育団体の代表
 - (4) 武蔵村山市青少年補導連絡会の代表
 - (5) 武蔵村山市公立学校 P T A 連合会の代表
 - (6) 北多摩西地区保護司会武蔵村山分区の代表
 - (7) 東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官
- 第3条 条例第2条第3項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げる 者とする。
 - (1) 警視庁東大和警察署の職員
 - (2) 東京都小平児童相談所の職員
 - (3) 警視庁生活安全部少年育成課立川少年センターの職員
 - (4) 武蔵村山市立の小・中学校及び武蔵村山市内の高等学校の代表

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

(議題)

- 第5条 委員は、協議会に積極的に議題を提出しなければならない。
- 2 委員は、協議会に議題を提出しようとするときは、件名、提出理由 及び必要な資料を協議会の開催日前7日までに事務局に送付するもの とする。ただし、緊急を要する事件については、この限りでない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課に 置く。

附 則 (令和2年3月31日規則第18号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

武蔵村山市青少年健全育成基本方針 【令和3年度~令和7年度】





令和3年3月 武蔵村山市青少年問題協議会

1 趣 旨

次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。

しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行等による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少、子どもの貧困、児童虐待、危険ドラッグをはじめとする薬物の氾濫など、様々な社会問題が深刻化しており、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。

一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の発達、普及により、青少年を取り巻くインターネット利用環境が日々変化する中で、SNS等の利用によるトラブルに巻き込まれ、その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。

このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要です。

そのため、武蔵村山市では、"人と人との絆を深め心豊かで健やかな子どもの成長を目指して"を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。

2 基本目標

人と人との絆を深め

心豊かで健やかな子どもの成長を目指して

3 実施の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年の期間とします。

4 対象年齢

この方針でいう「青少年」とは、子どもから大人への発達の過程にある者とし、乳 幼児から18歳未満の者までを中心に捉えています。



5 重点項目

(1) 家庭における青少年の健全育成

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する

(2) 学校における青少年の健全育成

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる

(3) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる
- ② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる
- ③ 地域社会の教育力を高めていく

(4) 行政における青少年の健全育成

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
- ② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする

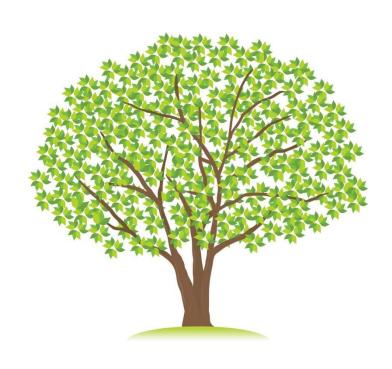


○ 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『**絆**』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であるからです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政がもつ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は、家庭、学校、地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会 及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。



○ 家庭における青少年の健全育成

(家族の絆をつなぐ家庭づくり)

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子どもたちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の場となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の 土台となります。

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
 - 家族みんなで共有できる時間をつくる
 - 家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
 - 挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的生活習慣を確立する
 - 物事の善悪や社会のルールを教える
 - 家族みんなでパソコン、スマートフォン、ゲーム機器等の適正な使い方の ルールを決める
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する
 - 家族でPTA行事や地域行事に積極的に参加する
 - 子どものことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する





○ 学校における青少年の健全育成

(学校活動を通して人との絆をつくる教育づくり)

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ニート、ひきこもりなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応し、男女共同参画社会等、多様な地域社会について理解できる青少年の育成を図ります。このため、子どもたちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
 - 学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える
 - 学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力 を育てる
 - 自然体験や社会体験を通して、自然保護やボランティア活動に関する意識 を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
 - 集団行動の大切さや集団の中でのルールや決まりを教える
 - 道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる
 - 地域学習などを通して、武蔵村山市のことを知る
 - 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について 学び、将来の夢を考えさせる
 - 防災訓練などを通して、防災に関する知識及び技術を身につけることにより、集団や地域の一員としての防災意識を育てる
 - 学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える

○ 地域社会における青少年の健全育成

(青少年との絆のある地域づくり)

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、 平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてる よう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、 地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを 実施したりすることが望まれます。

- ① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる
 - お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、子どもたちが 積極的に参加できるようにする
 - 子どもたちが地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加できるようにする
- ② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる
 - 子どもたちに悪影響を与えるものを排除していく
 - 地域の子どもたちを見守る活動を行う
- ③ 地域社会の教育力を高めていく
 - 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進する
 - 自分の子だけでなく、地域の子どもに対しても、良いことは褒め、悪いことは叱る

○ 行政における青少年の健全育成

(家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり)

青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。

また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携 強化に向けた計画的な行政施策を推進します。

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
 - 子育てのための家庭教育講座を実施する
 - 子育てのための情報を広く発信する
 - 子ども相談事業の普及啓発を図る
- ② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する
 - 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる
 - 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする
 - 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネイト する
 - 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成 する
 - 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する

武蔵村山市青少年健全育成機関

武蔵村山市青少年問題協議会

- ○青少年に関する総合的施策の審議
- ○青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整

【事務局】武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年対策地区連絡会

- ○青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整
- ○武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動
- ○地区委員会の具体的活動
 - ・社会環境の浄化活動
 - 非行防止活動
 - ・ 青少年の健全育成

【事務局】武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年補導連絡会

- ○青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動
- ○連絡会の具体的活動
 - 街頭補導活動
 - 各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
 - ・ 危険箇所の点検
 - ・青少年不良化防止策の協議
 - ・その他青少年の健全育成に必要な事項

【事務局】武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年健全育成基本方針(令和3年度~令和7年度) 令和3年3月発行

発行・印刷 武蔵村山市青少年問題協議会

事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

7208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111

令和3年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)

1 家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となる ための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力など を身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族 化・ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化に伴い、家庭におけ る教育力の低下が危惧されます。

そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図る を実施するとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、家族 の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。

2 学校は、集団行動 学校活動 を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、学校の 体業期間が長期にわたる等子どもたちの学習環境が大きく変わる 中、子どもたちが安心して学習できる環境づくりに努めます。 新型 コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図ることにより子どもた ちの学習環境が大きく変わる中、子どもたちが抱える不安や戸惑い を解消し、安心して学習できる環境づくりに努めます。

令和2年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策

1 家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となる ための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力など を身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族 化・ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化に伴い、家庭におけ る教育力の低下が危惧されます。

そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図る とともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、家族の絆をつな ぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。

2 学校は、集団行動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、学校の休業期間が長期にわたる等子どもたちの学習環境が大きく変わる中、子どもたちが安心して学習できる環境づくりに努めます。

令和3年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策(案)

3 地域社会は、家庭や学校とともに、子どもに社会の一員としての 自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役 割を果たします。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りつつ、 地域での見守りパトロールの実施や、放課後子供教室などで子ども たちが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重 ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持 てる地域活動の推進を図ります。

4 市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活 動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域を つなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるため に、計画的な行政施策の推進を図ります。

また、国や東京都が最重点課題として掲げている 「SNS利用 に核る子供の歴典宝笠の関ルしたのいて、書小年のその保護 <u> 字2、 字 字 た イン ター ネ ッ ト の 海 切 た 利 田 に 関 す</u> などの取組を推進します。「ペアレンタルコントロール等によ

るインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」につい

て、保護者等に対し、フィルタリングの更なる利用促進等ペアレ

ンタルコントロール機能の積極的な活用等に関する啓発などの取

組を推進します。

令和2年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策

3 地域社会は、家庭や学校とともに、子どもに社会の一員としての 自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役 割を果たします。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りつつ、 地域での見守りパトロールの実施や、放課後子供教室などで子ども たちが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重 ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持 てる地域活動の推進を図ります。

4 市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活 動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域を つなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるため に、計画的な行政施策の推進を図ります。

また、国や東京都が最重点課題として掲げている「SNS利用に 係る子供の性被害等の防止」について、青少年やその保護者に対し、 安心・安全なインターネットの適切な利用に関する教育・啓発など の取組を推進します。